

各事業所 加算一覧

	粟崎		高尾台		加賀	
	R5.4~R6.3	R6.4~	R5.4~R6.3	R6.4~	R5.4~R6.3	R6.4~
【居宅介護】						
特定事業所加算Ⅱ	○	○				
【訪問介護】						
特定事業所加算Ⅱ	○	○	○	○	○	○
介護職員処遇改善加算Ⅰ	○	○	○	○	○	○
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	○	○	○	○	○	○
ベースアップ等支援加算	○	○	○	○	○	○
【訪問型サービス】						
介護職員処遇改善加算Ⅰ	○	○	○	○	○	○
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	○	○	○	○	○	○
ベースアップ等支援加算	○	○	○	○	○	○
【通所介護】	【通常規模】	【通常規模】	【通常規模】	【通常規模】	【地域密着型】	【地域密着型】
入浴介助加算Ⅰ	○	○	○	○	○	○
中重度者ケア体制加算			○	○		
個別機能訓練加算Ⅰイ	○	○	○	○	○(機能訓練加算)	○(機能訓練加算)
口腔機能向上加算	○	○				
サービス提供加算Ⅱ	○	○				
サービス提供加算Ⅲ			○	○		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	○	○	○	○	○	○
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	○	○				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ			○	○	○	○
ベースアップ等支援加算	○	○	○	○	○	○
【通所型サービス】						
運動器機能向上体制	○	基本報酬組み込み	○	基本報酬組み込み		
口腔機能向上加算	○	○				
選択的サービス複数実施加算	○	基本報酬組み込み				
サービス提供体制加算Ⅱ	○	○				
サービス提供体制加算Ⅲ			○	○		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	○	○	○	○	○	○
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	○	○	○	○	○	○
事業所評価加算	○	基本報酬組み込み				
ベースアップ等支援加算	○	○	○	○	○	○

* 高齢者虐待防止措置未実施減算なし（訪問介護・訪問型サービス・通所介護・通所型サービス）

* 業務継続計画未実施減算なし（訪問介護・訪問型サービス・通所介護・通所型サービス）

* 令和6年6月より 現在の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護・福祉等ベースアップ等支援加算が一本化され介護職員等処遇改善加算(新加算)となります。